

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

| 正 式 名 称 | 略 称 |
|--------------------------------|--------------|
| 金融商品取引法 | 金商法 |
| 金融商品取引法等の一部を改正する法律(令和5年法律第79号) | 改正法 |
| 投資信託及び投資法人に関する法律 | 投信法 |
| 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 | 金融サービス提供法 |
| 金融商品取引法施行令 | 金商法施行令 |
| 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令 | 金融サービス提供法施行令 |
| 金融商品取引業等に関する内閣府令 | 金商業等府令 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令 | 開示府令 |
| 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 | 特定有価証券開示府令 |
| 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令 | 外国債等開示府令 |
| 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 | 定義府令 |
| 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 | 投信法施行規則 |
| 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 | 金商業者指針 |

| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---|--|
| | ●金商法関係 | |
| | ▼第 37 条の 3（契約締結前の情報の提供等） | |
| 1 | <p>金商法第 37 条の 3 第 2 項の説明義務に関し、同項に規定する事項について、顧客属性に照らして、「当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならない」と規定されております。平成 19 年 7 月 30 日付けパブリックコメント No53、56、57（P388、389）においては「書面の内容を理解したことを形式的に確認することが義務付けられているものではありません」「顧客の主観的な内心は他者にはわからないことから、業者は、その説明義務を通じて顧客が結果的に『理解した』ことの確認までは求められていない」との考え方が示されているところ、改正法における説明義務を適切に履行した場合においても、従前どおり顧客が説明を受けて「理解した」ことの確認は不要と理解して差し支えないでしょうか。</p> | <p>金商法第 37 条の 3 第 2 項に規定する説明義務に関しては、顧客が説明の内容を理解したことを形式的に確認することが義務づけられているものではないと考えられます。</p> |
| 2 | <p>金商法第 37 条の 3 第 2 項の説明義務に係る「顧客属性に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度」による説明について、口頭で説明する場合の他、具体的にどのような方法での説明が認められるでしょうか。</p> <p>例えば商品説明用の動画の中に、前書面により情報提供すべき事項の説明が含まれていれば、当該動画の閲覧をもって説明を行ったとすることは認められるでしょうか。</p> | <p>どのような場合に「顧客に理解されるために必要な方法及び程度」による説明が行われたといえるかについては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものですが、基本的には、顧客が金融商品取引業者等との間で双方向的にやりとりをしながら説明を受けることができるような方法によって、説明を行うことが望ましいと考えられます。</p> <p>もっとも、双方向的にやりとりをしながら説明を行うのと可能な限り類似の状態を確保するための措置がとられるのであれば、口頭での説明が常に求められるものではないと考えられます。御指摘のように動画を用いた説明により金商法第 37 条の 3 第 2 項による説明を行ったとされる場合もあり得ると考えられますが、そのような場合の当該措置としては、例えば、説明の内容について顧客から問合せがあった場合は口頭による説明を行う態勢を整備するとともに、顧客が説明の内容を確認したと合理的に認められるまでは金融商品取引契約を締</p> |
| 3 | <p>金商法第 37 条の 3 第 2 項の説明義務に係る「顧客属性に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度」による説明について、提供すべき情報の内容や顧客に理解されるために必要な程度にも軽重があると思われ、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投信の目論見書の更新に際して、前書面の内容について手数料や税率の変更のみがあった場合 ・改正金商業等府令第 79 条第 1 項 1 号ロの変更書面を交付する（同項第 2 号において当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合を含む）に際して手数料や税率のみの変更があ | <p>どのような場合に「顧客に理解されるために必要な方法及び程度」による説明が行われたといえるかについては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものですが、基本的には、顧客が金融商品取引業者等との間で双方向的にやりとりをしながら説明を受けることができるような方法によって、説明を行うことが望ましいと考えられます。</p> <p>もっとも、双方向的にやりとりをしながら説明を行うのと可能な限り類似の状態を確保するための措置がとられるのであれば、口頭での説明が常に求められるものではないと考えられます。御指摘のように動画を用いた説明により金商法第 37 条の 3 第 2 項による説明を行ったとされる場合もあり得ると考えられますが、そのような場合の当該措置としては、例えば、説明の内容について顧客から問合せがあった場合は口頭による説明を行う態勢を整備するとともに、顧客が説明の内容を確認したと合理的に認められるまでは金融商品取引契約を締</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>った場合</p> <p>には、その旨の変更であることや変更の内容を通知文で明示すること等の対応で顧客に十分理解いただける場合もあると思われることに加え、そのような場合にも口頭等での説明を要することとすると円滑な取引の妨げとなり、かえって顧客に不利益が生じるおそれもあると考えられることから、上記のような対応をもって説明を行ったと認める余地を残していただけないでしょうか。</p> | <p>結することができないようにする観点から顧客が動画の閲覧を完了した後に金融商品取引契約の申込みを行うようにすること等が考えられます。</p> <p>また、過去に類似の内容の金融商品取引契約を複数回締結したことがある顧客に対して金商法第 37 条の 3 第 2 項による説明を行う場合であって、当該説明の内容について過去の契約締結前に行った説明との間にごく軽微な相違があるにとどまるときには、当該相違についてわかりやすく表現した書面等を顧客に提供したうえで、当該書面等を顧客に読んでもらうことをもって金商法第 37 条の 3 第 2 項による説明を行ったと認められる場合もあると考えられますが、そのような場合においても、上記のような双方向的にやりとりをしながら説明を行うのと可能な限り類似の状態を確保するための措置をとっていただく必要があると考えられます。</p> |
| 4 | <p>多数の顧客と同一内容の契約を締結している状態において契約締結前交付書面の記載内容に変更が生じ、金商業等府令第 79 条第 1 項第 1 号口の書面（現行業府令上の「契約変更書面」に代わる書面、以下「当該書面」）を交付した場合の実質説明義務について確認したい。</p> <p>例えば、1. 消費税率変更やコスト削減等による一律の手数料引下げ等に伴う一斉の手数料率変更、2. 税制改正による租税の概要の変更、3. 金商業等府令第 96 条第 1 項第 3 号括弧内にあたる時の投資一任契約等における投資を行う部署の名称変更、4. 業者の概要の変更（増資等による資本金の変更、加入協会の追加、連絡先電話番号の変更、等）などが生じた際には一律で当該書面を交付すべきものとする。</p> <p>このとき、当該書面交付も金商法第 37 条の 3 第 1 項に規定する情報の提供であるから、同条第 2 項により新規契約締結時に契約締結前書面を交付する場合の情報の提供と同様に説明義務があるものとするが、多数の既存契約者に対し同一の軽微な契約変更内容について、全ての顧客に対して逐一説明すること、また内容を理解したことを逐一確認し記録することは実務上困難であり、また顧客においてもこのような軽微な内容について多数の顧客が説明を希望するとも考え難く、平易な内容について説明を受けること、または理解したかを逐一確認することに対しては顧客が不満を感じる懸念もありうると考える。</p> <p>したがって、こうした口頭説明の必要性が低い場合では、確認が困難となる場合等も考慮して、例えば「変更内容を簡潔に説明する文書を添付」</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| | したり「不明な点がある場合の問合せ窓口を明示」すること等により、金商法第 37 条の 3 第 2 項の説明と考えられないか。 | |
| 5 | 改正法施行と同時に既存顧客について改正法後の情報提供及び説明義務を履行する(説明義務の適用除外を利用するための確認を含みます)こととなると、金商業者の実務に多大な影響(改正法施行のタイミングに時期が集中することの人的リソースの限界、説明又は適用除外の確認が完了するまで顧客が発注できないことによるマーケットへの影響等)が懸念されます。改正後の金商法第 37 条の 3 第 2 項の規定に基づく説明義務は、当該規定の施行日以後に行われる同条第 1 項の規定に基づく情報の提供に関し適用されるものであって、施行日前に行われた改正前の金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づく書面の交付に関し適用されることはないかと理解して差し支えないでしょうか。 | 御理解のとおり、改正法施行前に顧客に対して契約締結前交付書面を交付する場合、金商法第 37 条の 3 第 2 項による説明を行うことは要しないと考えられます。ただし、改正府令施行前に行われる契約締結前交付書面の交付に関しては、改正前の金商業等府令第 117 条第 1 項第 1 号により、顧客に対して同号による説明を行うことなく金融商品取引契約を締結することが禁止されます。 |
| 6 | 持株会や財形、ストックオプション等の実際の契約者と金融機関の間に、契約企業や事務局がある場合リスクや手数料、前書面の提供や説明、顧客の属性の把握は、金融機関と契約企業のどちらに求められるものとなりますか。お教えてください。 | 一般に、顧客が勤務先等を通じて金融商品取引業者等に有価証券の購入を申し込む場合であっても、金商法第 37 条の 3 第 1 項に基づく情報提供義務や同条第 2 項に基づく説明義務は、当該金融商品取引業者等において負うべきものと考えられます。 |
| | ▼その他 | |
| 7 | 金商法第 37 条の 3、第 37 条の 4 に関する令和 5 年金商法改正により、書面交付はマストではなく、情報提供で足りるとされている。 他方で、金商法第 34 条の 2 第 3 項の書面や、第 34 条の 3 第 2 項等のプロアマ関係の書面については、従前どおり、原則として書面によることが必要とされており、投資家の承諾を得ない限り、電子的情報処理組織を使用することができないように思われる。これらの書面についても、第 37 条の 3 と同様、原則として、電子的情報処理組織を使用して行うようにすることが、オンライン化の観点からは望ましいと思料するが、このように差を設ける理由があれば教えていただきたい。 | 今般の法改正は、金融商品取引契約の締結において、金融商品取引業者等が、顧客のデジタル・リテラシーを主体的に判断した上で、デジタルツールを効果的に活用して、充実した情報を分かりやすく顧客に対して提供できるようにすることが重要との観点によるものです。かかる観点から、デジタルツールによる情報提供をより行いやすくする必要性が高いと考えられる類型の情報提供を改正の対象としております。 |
| | ●金商業等府令関係 | |

| | | |
|----|--|--|
| | ▼第1条（定義） | |
| 8 | <p>「顧客の属性」という文言が法令内を移動しましたが、意味する範囲が広がったように受け止めています。</p> <p>これまでの書面交付が情報提供へ変更され、顧客の金融に対する理解度や IT におけるインフラ環境、操作能力も属性に含まれるのか。またその記録を求めるものかについて、求められているところをお聞かせ願います。</p> | <p>顧客属性とは、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結しようとする目的と規定しており、必ずしも、ご指摘の事項まで幅広く含む概念ではありませんが、情報提供の方法を検討する際は、各金融商品取引業者等において、顧客のデジタル・リテラシーを主体的に判断する必要があります。</p> |
| | ▼第8条（業務の内容及び方法） | |
| 9 | <p>現時点の業務方法書に、例えば「契約締結前の書面交付」「契約締結時の書面交付」の記載がある場合であっても、現行金商法第34条の2第4項のみなし規定の準用により電磁的方法による交付は可能であったと考えられる。一方で、改正金商法では当該規定の準用は廃止され、書面交付・電磁的交付の選択制に変更されている</p> <p>(1) 改正法施行後に電磁的方法による交付を行う場合には、「契約締結前の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供」「契約締結時の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供」等への業務方法書の文言修正は必須となるか。</p> <p>(2) 必須である場合、かかる業務方法書の変更は改正法の施行と同時に行い、遅滞なく届け出ることが必要か。それとも、別の箇所を修正する必要が生じた際に併せて行うことで足りるか。</p> | <p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、今般の法改正によって書面交付による情報提供を原則とする旨の金商法第37条の3第1項等の規定が改正されたことのみを理由に、書面の交付を想定した業務方法書の記載を一律に修正することは必ずしも要しないと考えられます。なお、業務の内容及び方法として記載された事項については、その変更があったときは遅滞なく届け出る必要があります。</p> |
| | ▼第56条（情報通信の技術を利用した提供） | |
| 10 | <p>情報提供を電磁的方法により行う場合のうち、いわゆるホームページ閲覧方式又は専有領域閲覧方式を使用する場合には、取引を最後に行った日以後5年間、記載事項を消去・改変できないことが要件となっていると理解しております。</p> <p>この点、ただし書きにおいて、金商法第34条の2第4項による情報提供については、「顧客の承諾を得て」いわゆるメール方式又はダウンロード方式により提供する場合を除いていますが、金商法第37条の3第1項等による情報提供につい</p> | <p>御意見を踏まえ、金商法第37条の3第1項等の規定による情報の提供を金商業等府令第56条第1項第1号ハ又はニに掲げる方法により行う場合にも、顧客の承諾を得て同号イ、ロ又は第2号に掲げる方法により記載事項を提供する場合は同条第2項第3号のただし書を適用することができるよう、同号の規定を修正いたします。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | ても、「顧客の承諾を得て」いわゆるメール方式又はダウンロード方式により提供する場合を除くこととしていただけないでしょうか。 | |
| | ▼第 79 条（契約締結前の情報の提供） | |
| 11 | <p>登録金融機関業務において、投資信託の窓口販売業務と公共債の窓口販売では、一部異なる業務フロー、システムにより運用が行われている等、取扱金融商品毎に異なる制度対応を行わなければならないことが想定される。</p> <p>改正金商業等府令案により、契約締結前・契約締結時における情報提供において、顧客の同意なしに電磁的提供が可能とされるが、上記のとおり、取扱金融商品によって業務フロー、システム及びベンダー等が異なり、一律な対応が困難であることも想定されることから、同措置に基づいた対応は金融商品取引業者等の取扱金融商品毎に対応することも可能であるとの認識でよいか。</p> | 御理解のとおり、取引の種類ごとに金商法第 37 条の 3 第 1 項や第 37 条の 4 の規定による情報提供の方法を分けることは妨げられないと考えられます。 |
| 12 | <p>金融商品取引契約をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ契約締結前の情報の提供を実施しなければならない（金商法 37 条の 3）が、契約の締結よりも前であれば、契約締結が間近でなくてもよいか。</p> <p>具体例を挙げると、現行の実務において締結前書面の中に「当該金融商品取引業者等の概要」（金商業等府令 82 条第 1 項 11 号）として役員名を記載し、金融商品取引契約を締結した後、役員の交代の都度、交代後の役員名を記載した役員交代のご案内レターを顧客に交付している。</p> <p>当該顧客との金融商品取引契約を変更する場合、役員名以外に締結前書面の記載事項に変更がないときは、2～3 年前に交付した役員交代のご案内レターをもって締結前書面の「契約変更書面」と整理し、変更契約時には締結前書面の交付を不要としているが、改正後も同様の対応でよいか。</p> <p>金融商品取引契約の一部の変更契約の場合、改正前は金商業等府令 80 条第 1 項第 4 号ロに定める「契約変更書面」の交付をしていれば締結前書面の交付は不要であるが、改正後は「金融商品取引契約をしようとするとき」に「あらかじめ」変</p> | <p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば 1 年以内であっても、顧客への情報提供と契約締結日が大きく離れる場合等は、基本的には、契約締結と近接する時点において改めて金商法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項について情報提供を行うべきものと考えられます。</p> <p>また、金商業等府令第 79 条第 1 項第 1 号ロに掲げる場合において、どの時点でいかなる様式の契約変更書面を交付すべきかについても、上述の当初契約の場合と同様に、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきと考えられますが、基本的には、「既に成立している金融商品取引契約の一部の変更をすることを内容とする金融商品取引契約」を締結しようとする時点と近接する時点において、契約変更書面を交付するべきと考えられます。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>更事項の提供が必要となったため確認したい。 (金商法 37 条の 3 本文、金商業等府令 79 条第 1 項第 1 号ロ)</p> | |
| 13 | <p>「情報提供」とは、現在の電子交付を指しているのか。</p> <p>それとも、HP 上に掲載した前書面や目論見書の閲覧の事実について記録は不要であり、後続の「説明義務」における顧客の理解について記録・確認ができれば問題ない形を想定されているのか、例えば、対面では資料等に基づきご説明し、理解を頂いたうえ商品のお買付けをいただく場合、この時点で目論見書の交付、説明、受注と記録を残してまいりましたが、今後は説明と受注時の記録が必要となり、加えて履歴を必要とするものを想定されておられますでしょうか。ご教示ください。</p> | <p>御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商法第 37 条の 3 第 1 項に基づく情報提供の方法は必ずしも電磁的方法に限られず、書面を交付する方法も含まれます。なお、金商法第 37 条の 3 第 1 項に基づく情報の提供を行った際は、原則として、同条第 2 項に基づく説明義務を履行する必要があります。</p> |
| 14 | <p>今回「情報提供」へ変更となった契約締結前交付書面ですが、現在 4 書面（上場書面、個人向け国債、円貨建て・外貨建て債券）は既に Web 化されたところですが、この扱いも今後合わせてデジタル原則対応に合流して全ての前書面が対象となるのでしょうか。</p> <p>また、その閲覧の記録は、不要であり、閲覧方法を定期的に案内することで認められるものになるのでしょうか。</p> | <p>御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、契約締結前交付書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合は、金商業等府令第 79 条第 2 項の要件を満たす必要があります。</p> |
| 15 | <p>既に成立している金融商品取引契約の一部を変更する場合のうち、顧客の利益に資する契約変更の場合は、契約締結前の情報提供は不要としてよいか。</p> <p>金商法 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項に変更すべきものがあるときは、当該変更事項について顧客に対し締結前の情報提供(金商業等府令 79 条第 1 項第 1 号ロ)が必要とされているが、顧客の利益になるよう契約変更する場合は、投資リスクに変更はなく、顧客は締結の要否判断をする必要はない。締結前の情報提供を不要としても投資家保護に欠けるところはないと考えられる。</p> <p>典型的には報酬率や手数料率の引き下げのみの契約変更を想定している。</p> | <p>金融商品取引契約の変更が顧客の利益にかなうようなものである場合であっても、顧客が投資判断を行うにあたって予め変更内容を理解する必要性があるため、情報提供を行うべきと考えられます。</p> |
| 16 | <p>既に成立している金融商品取引契約の一部を</p> | <p>改正前の金商業等府令の第 80 条第 1 項第 4</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>変更する場合の締結前および締結時の情報提供（改正前は書面交付）の実質的なルールは、今回の改正による変更はなしという理解でよいか。改正前は金商法のただし書で例外（不要な場合）として変更事項のみの書面交付が定められていたのに対し、改正後は原則（必要な場合）として変更事項の情報提供が規定されているため確認したい。</p> | <p>号口及び第110条第1項第6号に規定する書面の交付は、今般の改正により、それぞれ金商法第37条の3第1項及び第37条の4の規定による情報の提供として位置づけておりますが（金商業等府令第79条第1項第1号口、第98条の2第1項第1号ニ）、いかなる場合にこれらの書面の交付が認められるかについての規定の内容は改正前と異ならないと考えられます。</p> <p>なお、金商業等府令第79条第1項第1号口に規定する契約変更書面を交付するときは、金商法第37条の3第2項による説明を行う必要がありますが、この場合に説明すべき事項は改正前の金商業等府令第117条第1項第1号の規定により説明すべき事項と異なることに留意が必要です。</p> |
| 17 | <p>金商業等府令第79条第2項第2号に定める事項について、1度包括的に告知すれば、同一書面についてはその後の電磁的情報提供の都度、当該事項を告知する必要はないことを確認したい。（開示府令、外国債等開示府令及び特定有価証券開示府令も同様）</p> | <p>告知後に行われる一切の取引に係る金商法第37条の3第1項に基づく情報の提供や目論見書の交付を対象とすることを明示した上で金商業等府令第79条第2項第2号や開示府令第23条の3第1項第2号等の規定による告知を行った場合は、取引の都度これらの規定による告知を行わずとも、金商法第37条の3第1項各号の規定による情報提供や目論見書記載事項の提供を電磁的方法により行うことができるものと考えられます。</p> |
| 18 | <p>改正前の前書面の電磁的提供に係る承諾は金商法施行令第15条の22において書面又は電磁的方法により得るものとされていたところ、改正金商業等府令79条1項に規定する情報の提供を電磁的方法で行う場合の顧客の承諾は「書面、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第56条第1項第2号に掲げられる方法による」こととなりました。「当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法」については特段の制限はなく、例えば以下のパターンはいずれも認められ、また以下の4パターンによる方法に限られるものではないと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>1 本文に承諾の旨の記載があるメールを顧客</p> | <p>どのような方法が「当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法」に該当するかについては個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p> <p>例えば、金商業等府令第79条第1項第2号に規定する方法により情報の提供を受けることについて承諾する旨が記載された電子メールを顧客から受領する方法や、顧客からかかる承諾の旨が記載されたファイルの提供を受け、当該ファイルを金融商品取引業者等においてダウンロードする方法は、基本的に「当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法」に該当すると考えられますが、金融商品取引業者等の使用</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>から受け入れる方法</p> <p>2 承諾の旨を記録したファイルが添付されたメールを顧客から受け入れる方法</p> <p>3 金商業者の HP 等において顧客に承諾の旨を明示いただく(承諾する旨のチェックボックスにチェックを入れる等)方法</p> <p>4 承諾の旨を記録したファイルを金商業者の HP 等に顧客がアップロードいただく方法</p> | <p>に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録が生じるものであれば、これら以外の方法をとることも認められると考えられます。</p> |
| 19 | <p>今般整備された契約締結前等の顧客への情報の提供等に関する規定に関し、例えば金商法第37条の3第1項の規定による情報の提供を第79条第1項第2号に掲げる方法(電磁的方法による提供)により行おうとする金融商品取引業者等が同条第2項第2号に掲げる要件を満たした上で当該情報の提供を行う場合において、当該金融商品取引業者等に対して顧客から同号口の請求があったときは、当該金融商品取引業者等において当該顧客の属性の更新を行い、当該顧客に対しては同条第1項第1号に掲げる方法(書面の交付)により当該情報の提供を行わなければならないことを管理する必要があると考えられるが、かかる管理を行うに当たっては一定程度の事務処理期間を要する可能性がある。</p> <p>そのため、かかる場合にあっては、あらかじめ、顧客に対し、第79条第2項第2号に掲げる事項に加え、「顧客から第79条第1項第1号に掲げる方法(書面の交付)による金商法第37条の3第1項の規定による情報の提供の請求を受理してから、当該顧客に対して当該方法により当該情報の提供を行うまでに期間を要する場合にあっては、その旨及びその期間」を告知することを前提に、顧客が当該請求を行うことができる期間を実務上必要となる合理的な範囲内で限定することは否定されないと理解してよいか。</p> | <p>金融商品取引業者等の事務処理の都合上、金商業等府令第79条第1項柱書の規定による請求後直ちに書面の交付による情報の提供を行うことができないと見込まれるときは、実務上の工夫として、金融商品取引業者等において、当該請求後一定の期間を置いて書面の交付による情報提供を行うことも許容されるものと考えられます。ただし、当該期間は、金融商品取引業者等が書面の交付による情報提供の準備を行うため必要最小限のものであるべきと考えられます。</p> <p>また、この場合、例えば、金商業等府令第79条第2項第1号又は第2号の規定による承諾の取得又は告知を行う際、顧客に対し、その請求をした日から一定期間後に書面交付による情報提供を行うこととなる旨及び当該請求日から一定期間経過するまでは書面交付による情報提供を受けられず、金融商品取引契約を締結することができないおそれがあることを顧客に示すことが望ましいと考えられます。</p> |
| 20 | <p>金商業等府令79条2項においては、1号の承諾を得るか、2号の通知を行うことが求められている。</p> <p>この2号の通知は、金商業者のウェブサイト上において周知する方法で足りるとしてほしい。</p> <p>個別に告知を行うことは煩瑣であり、業者にと</p> | <p>金商業等府令第79条第2項第2号による告知の方法について特段の制限はありません。しかしながら、金商業等府令第79条第2項の要件は、顧客が認識しないうちに情報提供の方法が書面から電磁的方法に切り替えられるといった事態が生じることを防ぐために設けられ</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | って事務コストになる。 | ており、同項第2号による告知は、顧客が告知内容を確実に認識することができる方法により行われるべきものと考えられます。具体的な顧客への告知の方法は、それぞれの金融商品取引業者等の業務状況や顧客のデジタル・リテラシー等を踏まえ検討すべきと考えられますが、電子メールを利用することができない顧客に対して電子メールで告知を行うなど、顧客が告知の内容を理解することができない方法を用いた場合は、同項第2号による告知が行われたとは認められないと考えられます。また、一般に、単にウェブサイト上において周知するのみでは、顧客が告知内容を確実に認識することができない可能性があるため、同項第2号による告知が行われたとは認められないものと考えられます。 |
| 21 | <p>金商業等府令第79条第2項第2号記載の告知の方法については、顧客が告知内容を的確に理解できるように行われるものであれば、口頭、書面、電子メール、(PC・タブレット端末等の)画面閲覧等を用いる方法でも良いか。</p> <p>(理由)</p> <p>告知方法について特段の定めがないため。</p> | |
| 22 | 金商業等府令第79条第4項、第5項に定める、記載事項の順番に係る規定は、電磁的方法により提供する場合にも適用されるとの理解でよいか。 | 金商法第37条の3第1項各号に掲げる事項に係る情報を電磁的方法により提供する場合も、金商業等府令第79条第3項から第5項までに規定する記載方法に則したものとする必要があると考えられます。 |
| 23 | <p>契約締結前交付書面の交付方法として、書面交付と電子交付が並列的に掲げられています。一方で、8ポイント以上や12ポイント以上等の書面交付を前提とした記載フォントの規制が残っています。電子交付の場合、PDFかHTML化、顧客が閲覧する端末の種類・表示設定等により、書面と同等のフォントを再現できるかは予測できない面があります。例えば、HTML形式で作成された契約締結前交付書面の情報を提供する場合、顧客が「スマートフォンで一般的な表示設定で閲覧する場合」等の想定を置いて、本項で定めるフォントの大きさが実現できるように配慮していれば、問題ないでしょうか。</p> | <p>どのような場合に金商業等府令第79条第3項から第5項までの規定に則した情報提供が行われたと認められるかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、例えば、ウェブ画面に表示する方法を用いる場合には、金融商品取引業者等において所定の大きさの文字・数字で表示されるような設定をしていれば、電磁的方法により当該情報の提供を受けた顧客の側が設定を変更したとしても、特段の問題はないものと考えられます。</p> |
| 24 | 金商業等府令第79条第6項第1号及び第2号において、ウェブによる情報提供を行う場合には、当該顧客が「当該金融商品取引業者等から金商法第37条の3第1項の規定により当該金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約に係る第1項に規定する方法による当該情報の提供を受けたことがある者」であることが求められていると理解しています。 | 御意見を踏まえ、改正府令の施行日前に契約締結前交付書面(上場有価証券等売買等の場合は上場有価証券等書面)の交付を受けたことがある顧客については、金商業等府令第79条第6項第1号及び第2号の「当該金融商品取引業者等から法第三十七条の三第一項の規定により当該金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約に係る第一項に規定する方法に |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>この点、改正前の金商法第 37 条の 3 第 1 項に基づき書面の交付を受けたことがある場合についても、改正後の金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定による情報提供を受けたものとみなす経過措置を設けていただけないでしょうか。</p> <p>また当該みなし規定を措置いただける場合において、施行後に改めて改正後の金商法第 37 条の 3 第 2 項に基づく説明義務を履行する必要がないことを確認させていただきたく存じます。</p> | <p>よる当該情報の提供を受けたことがある者」とみなす旨の経過措置を設けることといたします（改正府令附則第 3 条第 1 項）。</p> <p>なお、当該経過措置の適用を受ける場合であっても、改正法及び改正府令の施行前に行われる契約締結前交付書面又は上場有価証券等書面の交付に関して、顧客に対して改正前の金商業等府令第 117 条第 1 項第 1 号による説明を行うことなく金融商品取引契約を締結することが禁止されますが、金商法第 37 条の 3 第 2 項による説明を行うことは要しないものと考えられます。</p> |
| 25 | <p>改正前の金商業等府令ではホームページのリスク手数料等ページの URL は毎年提供すべきこととなっており、当社は取引残高報告書交付時に「リスク手数料等の説明ページ」の二次元コードを交付している。取引及び残高が無い理由で取引残高報告書が作成されていない顧客については、個別に「リスク手数料等の説明ページ」のご案内リーフレットを発送している。</p> <p>改正後の金商業等府令第 79 条第 6 項では、顧客に対して一度提供すればよいように変更されたため、上記の二次元コードおよび「リスク手数料等の説明ページ」リーフレット発送について、以下 1・2 を実施する前提であれば取り止めて問題ないか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「リスク手数料等の説明ページ」の URL を不変とし、随時確認できるような環境を維持すること 2 契約締結前交付書面の書面での交付依頼があった場合は、すみやかに交付する体制を維持すること | <p>金商業等府令第 79 条第 6 項第 1 号イに基づく情報提供につき、いかなる場合に適切な方法による情報提供が行われたと認められるかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断するべきものと考えられます。なお、当該情報提供については、1 年以内の情報提供を一律に求める要件は撤廃したものの、投資家が必要に応じて必要な情報にアクセスできる状態にあることが実効性ある方法で確保されることが重要であることには変わりはなく、今後、投資家保護の観点から適切な方法を各金融商品取引業者等や自主規制機関で検討いただくことが期待されます。</p> |
| 26 | <p>改正前の金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号イ及び第 6 号イでは、前書面等をウェブにより提供する場合の要件として、“顧客から請求があるときは上場有価証券等書面又は契約締結前交付書面を交付する旨の説明が行われていること”が定められています。当該規定について、改正後の金商業等府令第 79 条第 6 項第 1 項イ及び第 2 号イでは「顧客から請求があるときは第 1 項に規定</p> | <p>御意見を踏まえ、改正府令の施行日前に金商業等府令第 79 条第 6 項第 1 号イ及びロ又は第 2 号イ及びロの要件を満たしている場合、改正府令の施行日においてこれらの要件を満たしたものとみなす旨の経過措置を設けることといたします（改正府令附則第 3 条第 2 項）。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>する方法により当該情報の提供を行う旨の説明が行われていること」とされており、顧客から請求があった場合の情報提供の方法として、書面交付だけでなく電磁的方法による提供が認められるようになったものと理解しております。この点、改正前の金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号イ又は第 6 号イによる説明を行ったうえで同号に基づくウェブによる情報提供を行っている既存顧客については、「改正前の金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号イ又は第 6 号イの説明を行っている顧客に対しては、改正法施行後において改正後の金商法第 79 条第 6 項第 1 号イ又は第 2 号イの説明を行ったものとみなす」旨の経過措置を設けていただけますでしょうか。</p> | |
| 27 | <p>金商業等府令第 79 条第 6 項第 1 号イでは「当該顧客から請求があるときは第 1 項に規定する方法により当該情報の提供を行う旨の説明が行われていること。」とあるが、この「第 1 項に規定する方法」には、第 1 項第 1 号のみならず、同項第 2 号も含まれるものと思料する。したがって、金融商品取引業者等が顧客からの請求を受けて第 1 項第 2 号に規定する方法により情報の提供を行う場合、例えば、当該金融商品取引業者等が自社のホームページに掲載する電子媒体（PDF ファイル等）の掲載場所を案内し、当該掲載場所において書面の電子媒体（PDF ファイル等）が閲覧可能であることを説明する対応で足るものと理解してよいか。</p> | <p>御理解のとおり、金商業等府令第 79 条第 6 項第 1 号イの「第 1 項に規定する方法」には、第 79 条第 1 項第 2 号に規定する方法も含まれるものと考えられます。第 79 条第 1 項第 2 号の電磁的方法として、第 56 条第 1 項第 1 号ハの方法を用いている金融商品取引業者等の場合、第 79 条第 6 項第 1 号による情報の提供とは別に、自らのウェブページにおいて金商法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項について情報提供を行うこともあり得ますが、かかる金融商品取引業者等であっても、第 79 条第 6 項第 1 号イによる説明としては、当該ウェブページに遷移するための情報及び当該ウェブページで情報が提供されている旨を示しただけでは、「顧客の請求があるときは第 79 条第 1 項に規定する方法により情報の提供を行う旨」の説明を行ったとはいえないと考えられます。</p> <p>もともと、「顧客の請求があるときは第 79 条第 1 項に規定する方法により情報の提供を行う旨」の説明に加え、金商法第 37 条の 3 第 1 項に規定する情報の提供を受けることができるウェブページに遷移するための情報を示し、当該請求があった場合は第 56 条第 1 項第 1 号ハの方法を用いて情報を提供する旨及び顧客が当該ウェブページにて当該情報を閲覧することができる旨を説明することは妨げられない</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | | <p>と考えられます。</p> <p>なお、顧客からの請求により第 79 条第 1 項第 2 号に規定する方法により情報を提供する場合、別途、第 79 条第 2 項の要件を満たす必要があります。</p> |
| 28 | <p>改正金商業等府令第 79 条第 6 項第 1 号ロ・第 2 号ロでは「一年以内」の文言がなくなったことを踏まえ、情報提供のあり方について留意すべき点は何か。また、情報提供事項が記載されている Web ページの URL 等を変える場合には、どうすればよいのか。</p> | <p>投資家への情報提供については、1 年以内の情報提供を一律に求める要件は撤廃したものの、投資家が必要に応じて必要な情報にアクセスできる状態にあることが実効性ある方法で確保されることが重要であることに変わりはなく、今後、投資家保護の観点から適切な方法を各金融商品取引業者等や自主規制機関で検討いただくことが期待されます。なお、当該 URL 等の情報に変更がある際には、改めて、顧客に対して、変更後の情報の提供をする必要があると考えられます。</p> |
| 29 | <p>金商法第 37 条の 3 第 1 項の情報の提供は、金商業等府令第 79 条第 6 項第 3 号にて目論見書および目論見書補完書面を一体のものとして交付することで行うことができると定められているが、金商業等府令第 80 条第 1 項第 4 号イに規定する金商法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項の提供についても、目論見書および目論見書補完書面を用いることができると理解してよいか。</p> | <p>御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、どのような場合に金商業等府令第 80 条第 1 項第 4 号イの要件が満たされるかについては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p> <p>なお、金商業等府令第 80 条第 1 項第 4 号は金商法第 37 条の 3 第 1 項本文の規定による情報の提供が不要となる場合について定めた規定であるところ、金商業等府令第 79 条第 6 項第 3 号に規定する方法により金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定による情報の提供を行った場合、当該情報の提供によって同項に基づく情報提供義務は履行されたことになると考えられます。</p> |
| 30 | <p>契約締結前交付書面の交付方法として、目論見書に記載されていない事項のすべてが記載されている書面（補完書面）を目論見書と一体のものとして交付する旨が定められています。電子交付の普及や顧客の取引端末の多様化を見据えて、投信業界において交付目論見書の HTML 化を検討しているところです。将来的に、交付目論見書が HTML となった場合、PDF のように交付目論見書と補完書面を物理的に一体のものとして提供することが困難になると想定されます。この場合にお</p> | <p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、目論見書に記載すべき事項と金商業等府令第 79 条第 6 項第 3 号に規定する書面に記載すべき事項とを異なる方法により提供している場合であっても、例えば、一方の書面に記載すべき事項の提供時に他方の書面に記載すべき事項を閲覧するために必要な情報をあわせて提供するといった措置を相互に講じているときは、なお両者を「一体のものとして」提供したものと認められると考え</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | いて電子交付する際には、例えば「交付目論見書と補完書面にそれぞれの書類へのリンクを記載すること」や「交付目論見書を閲覧できる URL と補完書面を閲覧できる URL を、顧客に提示すること」等により、一体のものとして提供したとみなされるでしょうか。 | られます。 |
| | ▼第 80 条（契約締結前の情報の提供を要しない場合） | |
| 31 | 旧金商業等府令第 80 条第 1 号が削除されている理由を教えてください。 | 今般の改正において、改正前の金商業等府令における上場有価証券等書面を契約締結前交付書面の一類型として位置付けたことにより、改正前の金商業等府令第 80 条第 1 項第 1 号の内容が同項第 2 号の内容と実質的に重複することになったため、前者の規定を削除し、後者の場合について金商業等府令第 80 条第 1 項第 1 号として規定することとしたものです。 |
| 32 | 簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、金商法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項を電子的に閲覧に供する場合の対応について、当該事項を 5 年間で、顧客が常に閲覧できる状態に置くことが求められているが、当該事項のうち、契約の内容に影響がないような軽微な内容（商号変更等）が更新された場合等でも、当初閲覧に供した資料を常時閲覧できる状態に置く必要があるか。あるいは、契約の内容に影響があるような重要な事項が変更された場合のみ、変更前の資料が常時閲覧できる状態に置いておけばよいのか。 | 第 80 条第 1 項第 4 号イの規定により顧客の閲覧に供されている事項について変更が生じた場合、当該変更前に金融商品取引契約を締結した顧客が、同号イ(2)に規定する期間中、変更前の事項を常時閲覧することができるようにする必要があると考えられます。もっとも、変更前のウェブ画面を常時閲覧することができるようにすることまでは必ずしも要せず、例えば、第 80 条第 1 項第 4 号イに規定する事項を提供しているウェブページにおいて、顧客の閲覧に供している事項のどの部分をいつ、どのように変更したのかについてわかりやすく示すことでも足りるものと考えられます。 |
| 33 | 持株会を通じて買い付けた株券または投資証券については、売付け時に契約締結前交付書面の交付を不要とする措置をしていただいたが、持株会には、加入者が発行者またはその子会社の役員または従業員であるものだけでなく、実施会社の取引関係者が加入者となる取引先持株会もある。 (2024 年 9 月 13 日金融庁公表「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」等の改正、日証協「持株制度に関するガイドライン」参照) いずれの持株会であっても、持株会からの振替が生じる点は同じであるため、取引先持株会の場 | 御意見を踏まえ、株券等の発行者の取引関係者によって構成される持株会を通じて購入した株券等の売付けを行う場合にも金商法第 37 条の 3 第 1 項ただし書が適用されるよう、金商業等府令第 80 条第 1 項第 5 号イの規定を修正いたします。 |

| | | |
|-----------|---|---|
| | <p>合も含まれるように措置をお願いしたい。</p> | |
| <p>34</p> | <p>「又は当該情報の提供に係る金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約（上場有価証券等売買等に係るものに限る。）に係る前条第一項に規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行った場合」に同種の内容の金融商品取引契約に係る情報の提供を行ったとみなすことができる規定が追加されているが、これは、第 80 条第 1 項第 1 号の規定とどのように異なるのか。</p> <p>また、第 80 条第 2 項又書きの場合は「上場有価証券等売買等」に限定されているが、これと併せて個人向け国債、円貨建て債券、外貨建て債券の取引契約並びに金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約等の一般的な金融商品取引について同項又書きの適用をお認めいただきたい。</p> | <p>上場有価証券等は商品性が定型化され、また、取引執行の迅速性が求められることから、上場有価証券等売買等について、取引の都度金商法第 37 条の 3 第 1 項に基づく情報提供及び同条第 2 項に基づく説明を行う必要性は必ずしも高くないと考えられます。そこで、上場有価証券等売買等については、1 年に 1 回、金商業等府令第 79 条第 1 項に規定する方法により情報を提供している間は、当該上場有価証券等売買等に係る金融商品取引契約締結の都度金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定による情報を提供することを不要としております（金商業等府令第 80 条第 1 項第 1 号）。また、金商法第 37 条の 3 第 1 項による情報の提供に際しては同条第 2 項による説明を行う必要があるところ、上場有価証券等売買等について金商法第 37 条の 3 第 1 項による情報の提供を行った後、1 年に 1 回、金商業等府令第 79 条第 1 項に規定する方法による情報の提供を行っている場合、当該情報の提供を金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定による情報の提供とみなして金商業等府令第 80 条第 1 項第 1 号の規定を適用することとされるため（金商業等府令第 80 条第 2 項）、この場合における 2 回目以降の情報の提供については金商法第 37 条の 3 第 2 項による説明義務の履行を要しないものと考えられます。</p> <p>一般的にリスクが小さいと考えられる債券のうち、複雑な仕組みや投資判断に重大な影響を与え得る条件が付されていないものに係る取引についても、金融商品取引契約締結の都度金商法第 37 条の 3 第 1 項による情報提供及び第 2 項による説明を行う必要性は必ずしも高くないと考えられることから、御意見を踏まえ、金商業等府令第 79 条第 6 項第 2 号の債券売買等についても上場有価証券等売買等と同様の取扱いができるよう、金商業等府令第 80 条第 2 項の規定を修正いたします。なお、御指摘の国債や債券に係る取引がここにいう債券売買等に該当するか否かについては、個別事例ご</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | | <p>とに実態に即して判断すべきものと考えられます。</p> <p>また、一般に、口座開設は有価証券等管理業務に係る金融商品取引契約に該当する一方、口座開設後の個々の金銭・有価証券の預託等は、金融商品取引契約に該当せず、契約変更がない限り、その都度金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定による情報提供を要しないと考えられるため、上場有価証券等売買等や債券売買等と同様の措置をとることは要しないと考えられます。</p> |
| 35 | <p>第 80 条第 2 項の規定において「金商法第 37 条の 3 第 1 項により当該同種の内容の金融商品取引契約に係る…情報の提供を行ったものとみなして」いただける場合については、以下の 2 種類があると理解しております。</p> <p>1 金商法第 37 条の 3 第 1 項の規定により…情報の提供を行った日…から一年以内に当該情報の提供に係る金融商品取引契約の内容と同種の金融商品取引契約（店頭デリバティブ取引契約を除く。）の締結を行った場合</p> <p>2 当該情報の提供に係る金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約（上場有価証券等売買等に係るものに限る。）に係る前条第一項に規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行った場合</p> <p>1 については店頭デリバティブ取引契約が除かれている一方、2 においては上場有価証券等売買等に係るものに限られておりますが、2 についても 1 と同様に店頭デリバティブ取引契約以外まで対象を広げていただきたい。</p> | <p>御指摘の 2 の類型は、商品性等に鑑みて金融商品取引契約締結の都度金商法第 37 条の 3 の規定による情報提供及び説明を行う必要性が必ずしも高くない取引を対象とするものであり、その対象を広範に認めることは妥当でないと考えられます。</p> |
| | ▼第 82 条（契約締結前交付書面の共通記載事項） | |
| 36 | <p>金商業等府令第 79 条（契約締結前の情報の提供）第 4 項では、当該契約締結前書面の最初に平易に記載する事項が追加する案となったが、現行の「投資助言契約の契約締結前書面」では、「この書面をよくお読み下さい」との記載としているが、金商業等府令第 82 条（契約締結前交付書面の共通記載事項）第 1 項第 1 号の通り、契約締結前書面には記載すべき事項として提供される情</p> | <p>一般に、「この書面をよくお読みください」や「あらかじめよくお読みください」といった記載があれば、改正後においても金商業等府令第 82 条第 1 号に掲げる事項について情報の提供が行われたと認められるものと考えられます。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>報を十分に確認すべき旨に改訂する必要があるのか。その場合には実務面での対応が可能となるよう施行日前の周知期間を十分に設けて欲しい。</p> | |
| 37 | <p>改正前は「当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨」と規定されていたものが、「当該契約締結前交付書面に記載すべき事項として提供される情報を十分に確認すべき旨」に改正されている。この点、現行の（目論見書保管書面も含む）契約締結前交付書面においては「（本書面の内容を）あらかじめよくお読みください」と記載しているものを「あらかじめよくご確認ください」等に変更する必要がないことを確認したい。これらの書面の種類や数は、多い会社では数百点にも上るため、業務上の負荷が多いためである一方、書面であっても HTML 形式や PDF 形式の電子媒体であっても提供する情報が図表と文字で構成されている点に変わりはなく、顧客は趣旨を十分に理解できると思われることから、従前の「よくお読みください」との表記であっても問題ないと理解して良いでしょうか。</p> | |
| | <p>▼第 92 条の 3（上場有価証券等売買等に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）</p> | |
| 38 | <p>今般の改正により、「上場有価証券等書面」がなくなり「契約締結前交付書面」に統一されたことにより、上場有価証券売買等においても契約締結前交付書面の記載事項に金商法第 37 条の 3 第 1 項第 6 号が含まれることになると理解しております。しかしながら、上場有価証券等の現物取引に関しては、元本を超過するリスクはないことから、実際には記載する必要はないものと理解してよろしいでしょうか。</p> | <p>金商法第 37 条の 3 第 1 項第 6 号に掲げる事項については、「損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるとき」にその旨を提供するものとされているため、かかるおそれがない取引についての金融商品取引契約に係る契約締結前交付書面には、同号に規定する事項を記載する必要はないものと考えられます。</p> |
| | <p>▼第 96 条の 2（金商法第 37 条の 3 第 2 項の規定による説明を要しない事項等）</p> | |
| 39 | <p>金商業等府令 96 条の 2 第 2 項において、顧客理解を確認した場合などは、金商法第 37 条の 3 第 2 項に定める顧客への説明義務の適用対象外となるが、そもそも金商法第 37 条の 3 第 2 項に定める説明について、契約締結前交付書面以外にも顧客への説明に使用した資料を保存していれば、金商業等府令第 96 条の 2 第 2 項各号に定める対応は不要と考えてよいか。また、説明資料の</p> | <p>御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商業等府令第 96 条の 2 第 2 項は、金商法第 37 条の 2 第 2 項ただし書の規定による説明義務の適用除外について定めた規定ですので、金商法第 37 条の 3 第 2 項による説明義務を履行した場合において、金商業等府令第 96 条の 2 第 2 項が適用されることは一般に想定されないと考えられます。なお、金商法第 37 条</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | 保存だけでは不十分である場合は、さらにどのような対応が求められるのかを示していただきたい。 | の3第2項に定める説明を行った場合、当該説明が適切に行われたことを事後的に確認するための実務上の工夫としては、ご指摘の資料のほか、例えば、いつ、どのような説明を行ったか等、顧客との折衝記録を保存する方法が考えられます。 |
| 40 | 金商業等府令第96条の2第2項第1号に規定する「適切な方法」について、インターネットを通じた取引だけでなく、対面取引時の確認方法の具体的な事例を提示してほしい。 | 対面取引の場合には、例えば、顧客が、金商法第37条の3第1項により情報の提供を受け、その情報提供事項の内容を理解した上で、十分に理解した旨の意思表示を金融商品取引業者等に提出する書面において行う（チェックボックスへの記入等）場合も、「顧客属性に照らして・・・適切な方法により確認した場合」に該当するものと考えられます（顧客が情報提供事項の内容を十分に理解した旨の意思表示を電話で行い、金融商品取引業者等が事後検証を可能とするために録音しておく方法も同様に考えられます。）。なお、このようなインターネット取引以外の取引の場合にも、金商業者指針Ⅲ-2-3-4（2）③に留意する必要があると考えられます。 |
| 41 | 改正金商法第37条の3第2項で定める実質的説明義務の適用除外要件について、情報提供のみで顧客が内容を理解したことを「適切な方法」により確認した場合とされており、また、金商業者指針の改正案Ⅲ-2-3-4（2）③ではインターネット取引における留意点が示されているが、対面取引や電話取引のケースにおいて、例えば、顧客から徴求する書面（注文書や確認書）上、または通話録音に、商品内容やリスクを十分に理解した旨の意志表明の項目等を設け、顧客がチェックボックスにチェックを記入（通話の場合は当該意思表示を録音）する形式とすることは可能か。 | |
| 42 | （1）金商業等府令第96条の2第2項第3号は、同「第79条第6項第1号又は第2号に規定する方法により金商法第37条の3第1項に規定する情報の提供を行う場合」を実質的説明義務の適用除外とするものである。 （2）すなわち、金商業等府令第79条第6項第1号又は第2号は、上場有価証券等について、所定の要件のもとで電磁的方法による情報提供を認めるものである。そして、同各号に基づいて電磁的方法により金商法第37条の3第1項に規定する情報の提供を行う場合には、金融サービス提供法第4条が規定する元本欠損が生ずるおそれがある旨、指標、及び、指標変動を原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる仕組みのうちの重要な部分といった基本的な仕組みとリスクに関する重要事項の説明義務は従来どおり金融サービス提供法第4条第7項で規律され、これを免れる訳ではないが、金商業等府令第96条の | 金商業等府令第79条第6項第1号及び第2号の規定による情報提供は、金融商品取引業者等から金商法第37条の3第1項の規定により当該金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約に係る情報の提供を受けたことがある顧客のみを対象とするものとされており、当初、当該同種の内容の金融商品取引契約に係る情報提供義務を履行するときには、金商法第37条の3第2項に基づく説明義務を履行する必要があるものと考えられます。 一方、金商業等府令第79条第6項第1号及び第2号の規定による情報提供の対象となる取引の商品性等に鑑みると、金融商品取引契約の締結の都度、金商法第37条の3第2項に基づく説明を行うことは必ずしも要しないものと考えられます。 頂いた御意見につきましては、貴重な御意見として参考にさせていただきます。 |

2第2項第3号に基づき金商法37条の3第2項に規定する商号等、金融商品取引業者等である旨の表示や登録番号、金融商品取引契約の概要、及び、手数料、報酬等の事項について実質的説明義務を免れることになる。

(3)しかし、金商業等府令第79条第6項第1号又は第2号所定の要件においては、顧客属性等に対する配慮がなされていないし、金商法37条の3第2項に規定する事項に関する顧客の理解や説明希望の有無に対する配慮もなされていない。

例えば、同項第1号イでは、「あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、当該事項を当該閲覧に供する方法により提供する旨・・・の説明が行われていること」とするが、ここでは、顧客属性に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならない旨の要件は課されていない。

また、ここでは、「当該事項を当該閲覧に供する方法により提供する旨及び当該顧客から請求があるときは第1項に規定する方法により当該情報の提供を行う旨の説明」は予定されているが、金商法第37条の3第2項に規定する事項についての説明は予定されていないし、同事項について顧客が理解しているか、顧客が説明を希望しているかについての確認も予定されていない。

それにもかかわらず、金商業等府令第96条の2第2項第3号は、同第79条第6項第1号又は第2号の要件を満たして、電磁的方法による情報提供を行った場合には、金商法上の実質的説明義務を負わないとする。しかし、金融商品の中には高額な内手数料を含んでいるものもあるし、店頭取引で利益相反関係が生じている場合など、実質的説明義務の表示がなされていたとしても、その内容を十分理解できている顧客は少数である。金融商品取引業者従業員からこの点の説明を受けずに電磁的方法による情報提供に誘導されるおそれも否定できないから、顧客保護に欠ける場合が生じ得る。

| | | |
|---------------------------|--|--|
| | <p>(4) したがって、金商業等府令第 79 条第 6 項に、顧客属性に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならない旨の要件を加えるべきである。</p> <p>または、金商業等府令第 96 条の 2 第 2 項第 3 号は削除し、同号による実質的説明義務の適用除外は認めないようにするべきである。</p> <p>(5) また、金商業等府令第 96 条の 2 第 2 項に関する金商業者指針Ⅲ－2－3－4 (1) は、金商法第 37 条の 3 第 2 項に定める実質的説明義務についての基本的留意事項を、次いで、同 (2) は説明態勢に関する主な着眼点を定めるが、内閣府令第 96 条の 2 第 2 項第 3 号に触れる部分がない。</p> <p>顧客によっては、電磁的方法による情報提供では、十分に金融商品取引業者等から提供される情報を理解することのできない者があることを踏まえ、実質的説明義務を損なうことがないよう、監督指針を示すべきである。</p> | |
| ▼第 98 条の 2 (契約締結時等の情報の提供) | | |
| 43 | <p>現行の金商業等府令第 110 条第 1 項第 5 号でも、投資一任契約に基づく運用担当者からの指図に基づき売買執行・保護預かりをする証券会社は、契約締結時等の書面の交付を要しない例外が整備されているものの、日本投資顧問業協会の「ラップ業務に関する運営基準」が求める「事後速やか開示」は投資信託以外の省略が認められていないことから、株式・債券の現物取引の後には取引報告書の送付が必要であると理解しております。</p> <p>念のための確認ですが、今回の法令の改正に伴い、お客様へ周知・告知することにより、取引報告書の書面の交付を電子メールによる送付に変更できるということでしょうか。また、「契約締結時等の情報の提供」(金商法第 37 条の 4) は「遅滞なく」すれば足りるので、例えば、一週間分の個別の取引情報を取りまとめて一週間に一回メールで送信するものとして問題ないでしょうか。</p> <p>なお、お客様から「第一号に掲げる方法による」</p> | <p>前段の御質問については、御理解のとおり、金融商品取引業者等は、金商業等府令第 79 条第 2 項第 2 号の規定による告知を行うことにより、金商法第 37 条の 4 に規定する情報を電磁的方法により提供することができます。</p> <p>また、後段の御質問については個別事例毎に実態に即して判断を行う必要がありますが、一般論としては、契約締結時等の情報の提供は、個別の取引情報の内容を把握するために適切な方法や頻度で行う必要があるものと考えられます。</p> |

| | | |
|-----------------------------|---|---|
| | 旨の請求（金商業等府令第 98 条の 2 第 1 項かつこ書）があった場合には書面による交付といたします。 | |
| 44 | 現在の「契約締結時交付書面」を、施行後に書面交付する際は「契約締結時等交付書面」と名称を変更する必要があるか。 | 金商業等府令においては、第 98 条の 2 第 1 項第 1 号イに掲げるときに金商法第 37 条の 4 の規定により交付する書面を「契約締結時等交付書面」と規定していますが、実際の取引における書面の名称については特に制限はなく、「契約締結時交付書面」という名称を使用することも可能と考えられます。 |
| ▼第 157 条（業務に関する帳簿書類） | | |
| 45 | 今回新たに、電磁的方法による提供を行った場合の帳簿書類としてファイルまたは当該ファイルを出力した書面が保存義務の対象となっているが、複数の顧客に対して提供した内容が同一であるような場合には、提供した顧客の名称及び提供日を特定することが可能であれば、提供内容が記載されたファイルあるいは当該ファイルを出力した書面を 1 部のみ保存する方法をとることも可能か。 （理由） 契約締結前交付書面の写しについては、同様の取り扱いが許容されているため | 御理解のとおりと考えられます。 |
| 46 | 1. 平成 19 年 7 月 31 日公表の「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等」に対するパブリックコメントにおける以下の金融庁の考え方に基づく保存方法は改正金商業等府令第 157 条第 1 項第 1 号の 2 に該当するか。 2. 1. の書類を PDF 形式等で保存した場合、「書面に記載すべき事項が記載されたファイル」に該当するとの理解でよいか。 ■「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等」に対するパブリックコメント(平成 19 年 7 月 31 日公表) ●業務に関する帳簿書類（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者）〔第 46 条の 2〕 ▼交付書面の写し No. 27 「金商業等府令第 157 条第 1 項に規定する帳簿書類は、顧客等に交付した書面であり、基本的には交付した書面そのものの写しを保存する | 金商業等府令第 157 条第 1 項第 1 号の 2 の規定は、顧客に対して電磁的方法により情報を提供した場合に保存すべき法定帳簿に関する規定です。御質問のように、書面を交付する方法により顧客に対して情報を提供する場合は、金商業等府令第 157 条第 1 項第 1 号の規定に従って法定帳簿を保存すべきものと考えられます。 なお、金商業等府令第 157 条第 1 項第 1 号の 2 の規定に従って法定帳簿を保存する場合であっても、複数の顧客等に対し提供した事項の内容が同一の内容であるようなときに、当該事項の提供を行った顧客等の名称及び提供日の一覧と併せてファイルを 1 部のみ保存する方法をとることは可能と考えられます。 |

| | | |
|----------------------|--|--|
| | <p>必要がありますが、複数の顧客等に対し交付した書面の内容が同一の内容であるような場合に、交付した顧客等の名称及び交付日の一覧と併せて交付書面の写しを1部のみ保存する方法をとることは可能と考えられます。」</p> | |
| 47 | <p>金商法第37条の3、第37条の4の書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法により情報提供する場合、電子メール及びUSBによるPDF等の提供・自社ホームページへの掲載が想定される。金商法改正では、「当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならない。ただし顧客属性に照らして、当該情報の提供のみで当該顧客が当該事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合その他内閣府令で定める場合は、この限りでない。」とされているが、情報提供したファイル及び適切に情報提供を行った証跡はどの程度の期間保管が必要か。</p> | <p>電磁的方法による情報提供に使用した資料が法定帳簿に該当する場合、書面交付による情報提供に係る法定帳簿と同様の期間保存すべきと考えられます。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、金商業等府令第157条第1項第1号の2、第2号の2及び第17号の2に規定する法定帳簿についても保存期間が明確になるよう、規定を修正いたします（金商業等府令第157条第2項、第181条第3項、第184条第2項）。</p> |
| 48 | <p>第157条第1項第1号の2、2号の2、17号の2において電磁的方法により提供した場合も当該電磁的記録が法定帳簿に該当する旨が明記されておりますが、これらの帳簿の保存期間についても、第157条第2項において明らかにしていただけますでしょうか。</p> | |
| ●金商業者指針関係 | | |
| ▼Ⅲ-2-3-4（顧客に対する説明態勢） | | |
| 49 | <p>「(1) 基本的留意事項」について、適切な指摘であり、賛同する。</p> | <p>御意見ありがとうございました。</p> |
| 50 | <p>金商業者指針において新設された「Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢(1) 基本的留意事項」によると、「金融商品取引業者等は、金商法第37条の3第2項の規定に基づき」とあるが、当該規定は、意見提出時点の法令(e-GOV)では、特定投資家に関する規程であるほか、意見募集時点において金融庁ウェブサイトに掲示されている「金商業者指針」では、既に一般投資家に対する適合性や書面交付及び情報の提供に関する内容が記載されていることから、今回の監督指針の説明態勢のみを捉えると、特定投資家に関する説明態勢が</p> | <p>御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、顧客が特定投資家ではない者（一般投資家）の場合には、金融商品取引業者等には、金商法第37条の3第2項の規定に基づく説明義務があります（金商法第45条第2号）。また、金商業者指針Ⅲ-2-3-4(2)③の「また、顧客属性や・・・留意する。」については、顧客が形式的には、情報提供事項の内容を理解した旨のボタンをクリックした等の場合であっても、顧客属性や取引の内容等によっては、説明義務の適用が除外されない場合がありうるこ</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>改正され、一般投資家への説明態勢は改正されないと理解で良いか。</p> <p>一般投資家への説明態勢も改正される場合、インターネットで理解し、ボタンをクリックする方法で確認したのでは「適切な方法」とは認められず、別途、顧客が希望した場合に備えて、新たなシステムを構築するか、個別に対応する等の態勢を構築する必要があるということか。また、顧客属性によっては「適切な方法」とは言えないということだが、ボタンをクリックしない限り、顧客属性の把握は不可能であり、そうなると、画面に表示する内容は、適合性の観点から、全閲覧者に対して、最も簡易な言葉を多用し、フォントを大きくする等することが必要になるが、その分、ページ数が増大し、顧客利便の観点からは相当不便になるが、適合性の観点からすれば、不便になることが優先されるという理解で良いか。</p> <p>「説明を要しない旨の顧客の意思の表明」について、実質的な判断とは、取引開始時に確認した投資経験や知識等では十分ではなく、例えば、取引の都度、判断する態勢が求められるということか。また、顧客は、法律に自発的な意思の表明ができることを知っていたら良いが、金融商品取引業者が求めない限り、その表明は行われないと考える。その場合でも金融商品取引業者が要求したことになるのか。また、要求されたものではないことを確保することは、非常に困難と思われるが、例えば、どのようにすれば確保していると言えるのか、例示いただきたい。</p> | <p>とを規定したものであり、「この場合においても・・・態勢を整備する必要があることに留意する。」については、説明義務の適用が除外された場合でも、顧客が希望するときは適切な説明がなされる態勢を整備する必要があることと、画面上に表示する情報提供事項が一般的に分かりやすいものであることを規定するものになります。</p> <p>「説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明」（金商業等府令第96条の2第2項第2号）については、取引の内容や金融商品のリスクの程度等により、顧客がそれらを正しく認識した上で意思表示を行っているか否かの判断が変わりうることから、取引ごとに、実質的に判断する必要があると考えられます。また、金商業者指針Ⅲ-2-3-4(2)④の「当該意思の表明が・・・が確保されているか。」については、特定の措置の内容を指定するものではなく、説明を要しない旨の意思の表明が金融商品取引業者等から要求されたものであり、顧客本人による自発的な意思に基づくものではない場合には、「説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明」（金商業等府令第96条の2第2項第2号）があったとはいえないと考えられることから、そのような意思の表明ではないことが確保されているかを留意事項として規定するものです。したがって、金融商品取引業者等が顧客に対して、「説明を要しない旨の顧客の意思の表明」について案内して、それに顧客が応じたとしても、顧客が自発的・自主的に意思表示している場合に説明義務の適用除外を否定する趣旨ではありません。</p> |
| 51 | <p>金商業者指針の改正案（情報提供のみで顧客が内容を理解したことを確認した場合）の中で、インターネットを通じた説明による方法において、「顧客属性や取引の内容等によっては、単にかかる方法によって顧客の理解を確認しただけでは「適切な方法」による確認が行われたといえない場合がある」との記載があるが、どの様な場合を想定しているか。また、顧客が希望するときに適</p> | <p>金融商品取引業者等の説明義務の規定（金商法第37条の3第2項）は、顧客が、同条第1項による情報の提供を受けることにより、説明義務の対象事項の内容を理解したことを金融商品取引業者等が適切な方法により確認した場合には、適用が除外されるところ（金商業等府令第96条の2第2項第1号）、顧客が形式的には、情報提供事項の内容を理解した旨のボタン</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | 切な説明がなされる態勢を整備するだけでは足りないのか。 | をクリックした等の場合であっても、顧客属性や取引の内容等によっては、顧客が説明義務の対象事項の内容を理解したと考えることが不合理である場合も想定され、そのような場合には、「適切な方法」により確認が行われたとはいえない場合があると考えられます。そのような観点から、例えば、顧客の乏しい投資知識・経験・投資判断能力等を踏まえると、当該顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される情報提供事項を読んだだけでは、商品の複雑性やリスクの高さ等を理解しているとは考え難い取引を行うような場合には、顧客が形式的には、情報提供事項の内容を理解した旨のボタンをクリックした等のときであっても、「適切な方法」により確認したとはいえないと評価され得ると考えられます。 |
| 52 | <p>改正法において、金商業等府令 117 条（禁止行為） 1 項 1 号が金商法に格上げされていますが（改正後の金商法 37 条の 3（1、2）関係）、これに係る金商業等府令の改正案（金商業等府令 96 条の 2（2））の解釈を監督指針の改正案で示しています。</p> <p>上記禁止行為の解釈として現行の監督指針では、インターネット取引において、「その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨を確認することにより、当該説明を行ったものと考えられる。」とされているものが、改正案では、「顧客属性や取引の内容等によっては、単にかかる方法によって顧客の理解を確認しただけでは『適切な方法』による確認が行われたといえない場合があることに留意する」などの文言が追加されています。</p> <p>ネット取引において、このような新たな留意事項は厳しいものと考えられますが、具体的にどのような場合が「適切な方法」による確認が行われたと言えるのでしょうか。</p> | <p>また、説明義務の適用が除外された場合にも、「顧客が希望するときは適切な説明がなされる態勢を整備する必要がある」（金商業者指針Ⅲ－2－3－4（2）③）と考えられますが、他方で、「適切な方法」により確認したとはいえない場合は、説明義務の適用除外の要件を満たさないため、金融商品取引業者等は、顧客に対して、説明義務を履行する必要があると考えられます。</p> |
| 53 | 改正案は、「顧客属性や取引の内容等によっては、単にかかる方法によって顧客の理解を確認しただけでは『適切な方法』による確認が行われたとはいえない場合があることに留意する。」としていますが、顧客属性や取引の内容等については、可能なかぎり、例示を示すべきと考えます。 | |
| 54 | <p>投資被害事案において、顧客は、画面上の説明よりも金融商品取引業者従業員の口頭での勧誘に重きを置いて投資判断をする例が多い。そうした顧客は、画面上のボタンをクリックする以前に、すでに勧誘に応じて投資をする旨の判断をしていることが容易に想定される。このような場合には、「画面上のボタンをクリックする等の方法」では、金商法第 37 条の 3 第 2 項ただし書きにいう「適切な方法により確認」したことにはならない。</p> <p>その意味で、金商業者指針が、「顧客属性や取引の内容等によっては、単にかかる方法によって</p> | 御意見ありがとうございました。 |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>顧客の理解を確認しただけでは『適切な方法』による確認が行われたとはいえない場合があることに留意する。」とした点は適切であって、賛同する。</p> | |
| 55 | <p>金商業者指針Ⅲ-2-3-4(2)③「情報提供のみで顧客が内容を理解したことを確認した場合」について、改正案は、金商業等府令第96条の2第2項第1号に規定する「適切な方法」の例として、「金融商品取引をインターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される情報提供事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法が考えられる」としつつ、「この場合においても、当該情報提供事項が一般的に分かりやすく表示されている必要があり、顧客が希望するときは適切な説明がなされる態勢を整備する必要があることに留意する」として、従前の規定を改正しています。</p> <p>上記改正は、インターネットを通じて行う「情報提供」と「説明」を、異なるものと捉えているという理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>金商業者指針Ⅲ-2-3-4(2)③にいう「情報提供」とは、金商法第37条の3第1項の情報提供義務（改正前の契約締結前交付書面交付義務に相当）に基づき、書面の交付や電磁的方法により、金商法第37条の3第1項各号に掲げる事項に係る情報を金融商品取引業者等から顧客に対して一方的に提供するものです。</p> <p>これに対し、金商業者指針Ⅲ-2-3-4(2)③にいう「適切な説明」は、金商法第37条の3第2項の説明義務に基づくものであって、かかる情報提供とは概念上区別されるものであり、どのような場合に「適切な説明」が行われたといえるかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p> <p>もっとも、同項に基づく説明について、基本的には、顧客が金融商品取引業者等との間で双方向的にやりとりをしながら説明を受けることができるような方法によって説明を行うことが望ましいと考えられることを踏まえると、金商業者指針Ⅲ-2-3-4(2)③にいう「適切な説明」も、顧客の質問に電話で回答する等、基本的には、顧客が金融商品取引業者等との間で双方向的にやりとりをしながら説明を受けられるものであることが望ましいと考えられます。</p> |
| 56 | <p>インターネットを通じて行う「情報提供」と「説明」を異なるものと捉える場合、どのような点が異なるのか(インターネットを通じて行う「説明」には何が必要となるのか)が問題となり得ます。この点については、例えば、チャットや音声・映像通信等による双方向性を有する手段を利用するなどして顧客の理解を確認することを以て、「説明」と捉えるべきと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>他方、AIによる自動のチャットボットは、提供する情報に誘導しているだけとも考えられ、上記の「説明」の手段としては適切でないと考えますが、いかがでしょうか。</p> | <p>ご質問の「AIによる自動のチャットボット」が具体的にどのようなものを指すか必ずしも明らかではありませんが、金融商品取引業者等において、顧客からの質問として想定されるものに対する回答を事前に作成し、顧客が必要に応じて当該回答を確認することができるような措置をとることは妨げられません。ただし、この場合であっても、かかる措置のみで顧客の疑問が解消されるとは限らないため、上記のとおり、顧客が金融商品取引業者等との間で双方向的にやりとりをしながら説明を受けら</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | | れる態勢を整備することが望ましいと考えられます。 |
| 57 | <p>金商業者指針Ⅲ-2-3-4(1)の4の「当該意思の表明が顧客本人による自発的な意思に基づくものであって、金融商品取引業者等から要求されたものではないことが確保されているか」という内容については、具体的にはどのような措置を講ずればよいのか。</p> | <p>金商業者指針Ⅲ-2-3-4(2)④の「当該意思の表明が・・・が確保されているか。」については、特定の措置の内容を指定するものではなく、説明を要しない旨の意思の表明が金融商品取引業者等から要求されたものであり、顧客本人による自発的な意思に基づくものではない場合には、「説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明」(金商業等府令第96条の2第2項第2号)があったとはいえないと考えられることから、そのような意思の表明ではないことが確保されているかを留意事項として規定するものです。</p> |
| 58 | <p>投資被害事案においては、金融商品取引業者従業員が、顧客に対し、様々な確認書類に、従業員の誘導のとおりチェックを求める事案が多く、確認書面記載の内容についても、十分な説明を行わず、顧客の理解のないまま、チェックを求めることが多いという実情がある。</p> <p>また、配当受領目的で株式を購入する顧客には、金融商品取引業者従業員からの接触・勧誘を煩わしいと感じ、「説明を要しない旨」意思表示する者もいる。</p> <p>このような事案では、「顧客が取引の内容や金融商品のリスク等を正しく認識した上で、その自主的な判断に基づいて行われ」たとも、「当該意思の表明が顧客本人による自発的な意思に基づくものであって、金融商品取引業者等から要求されたものではないことが確保されている」とも言い難いのであって、監督指針の内容は重要な指摘であり、賛同する。</p> | 御意見ありがとうございました。 |
| 59 | <p>「説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明」(金商業等府令第96条の2第2項第2号)について、例えば、どのような場合に、顧客が取引の内容や金融商品のリスク等を正しく認識した上で、その自主的な判断に基づいて行われたと評価できると考えられるのか(金商業者指針Ⅲ-2-3-4(2)④)。</p> | <p>顧客が取引の内容や金融商品のリスク等を正しく認識した上で、その自主的な判断に基づいて行われたと評価できるかについては、当該取引の内容や金融商品のリスク等を踏まえ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであると考えられますが、例えば、当該取引と類似の取引実績が豊富であって、相場の上昇局面のみならず下降局面も経験して</p> |

| | | |
|----|--|---|
| | | おり、過去に苦情等の申出もなく、勧誘時等における当該顧客との会話の内容等を総合的に勘案し、当該顧客が市場リスク等を認識した上で意思表示を行っていると考えられる場合等が挙げられます。なお、高齢顧客の場合は、高齢顧客は、過去の投資経験が十分であったとしても、身体的な衰えに加え、短期的に投資判断能力が変化する場合もあることも踏まえて、実質的に判断する必要があると考えられます。 |
| | ●開示府令、外国債等開示府令、特定有価証券開示府令、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令、定義府令関係 | |
| | ▼開示府令第 23 条の 2、特定有価証券開示府令第 32 条の 2 等（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） | |
| 60 | <p>現行では、「簡潔な重要情報提供等（いわゆる「重要情報シート」を活用した情報提供）」をした場合には、顧客の承諾無しに目論見書の電磁的方法による交付が可能であると認識しているが、開示府令第 23 条の 2 及び特定有価証券開示府令第 32 条の 2 の改正案において、これを可能とする旨の規定が削除された趣旨をご教示いただきたい。</p> | <p>改正前の開示府令第 23 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「簡潔な重要情報提供等」は、その定義上、目論見書被提供者から目論見書を書面により交付するよう請求があるときは目論見書を交付する旨を記載した書面等を交付し、説明すること等が求められております。かかる要件は、今回の改正で電磁的方法による提供を行うための要件として追加する告知要件と概念上の重複があり、前者は後者に包含される関係になると考えられることから、削除するものです（特定有価証券開示府令第 32 条の 2 第 1 項及び外国債等開示府令第 18 条の 2 第 1 項についても同様）。</p> |
| 61 | <p>特定有価証券開示府令第 32 条の 2 第 1 項第 2 号において、従来、電子交付の要件として定められていた、「重要情報の提供と説明」が削除されています。投資信託において、これまで運用会社が提供していたデータ等を基に、販売会社が使用していた「重要情報シート」の意義や位置付けに変更はあるでしょうか。</p> | <p>御指摘の「重要情報シート」は、現行特定有価証券開示府令第 32 条の 2 第 1 項第 2 号の要件を満たすための方法として実務上使用されているものと理解していますが、今般の改正によって同号を削除することに伴い、特定有価証券開示府令上は、「重要情報シート」に関する規定はなくなることとなります。</p> <p>一方、金商業等府令においては、契約締結前の情報の提供を要しない場合の一つとして、本改正後も同号と同趣旨の規定が存続することとなるため、金商業等府令上の位置付けは変わるものではありません。</p> |
| 62 | 特定有価証券開示府令第 32 条の 2 第 1 項第 2 | 本改正による特定有価証券開示府令第 32 条 |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>号の「告知」を実施する主体は実際に目論見書の交付を行う販売会社であり、商品組成を行う委託会社ではないという理解で良いか？また、「告知」は、運用報告書と同様の方法で良いか？</p> | <p>の2第1項柱書及び同項第2号では、目論見書提供者（目論見書記載事項を提供しようとする者）が告知しなければならないとしています。目論見書の交付義務は、金商法第15条第2項により、「発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者」が有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合にかかっていますので、有価証券の組成を行うのみで当該有価証券の募集又は売出しを行わない者については、当該告知の主体とはならないものと考えられます。</p> |
| 63 | <p>電子交付の普及や顧客の取引端末の多様化を見据えて、投信業界において交付目見書のHTML化を検討しているところです。一案として、運用会社が作成した交付目論見書HTMLを、業界団体が管理するサーバに一元的に登録することが検討されています。（今般の改正箇所には該当しませんが、当該状況がありますので、照会させていただきます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定有価証券開示府令第32条の2第1項の目論見書提供者等の定義として、「目論見書提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを目論見書被提供者若しくは目論見書提供者のように供する者をいう」とされています。目論見書提供者（販売会社）が、電子交付の方法として、当該業界団体のサーバに登録された交付目論見書を閲覧に供する（第2項第1号ニの方法）場合、（販売会社との契約がなかったとしても）当該業界団体自身が「目論見書提供者等」に該当することになるのでしょうか。 ・販売会社と契約するベンダーが、当該業界団体のサーバに登録された交付目論見書を閲覧に供する場合、当該ベンダーは目論見書提供者等の定義である「自己の管理する電子計算機に備え置き」の要件を満たすとみなすことができるのでしょうか。 | <p>特定有価証券開示府令第32条の2第2項第1号イの「目論見書提供者等」に該当するためには、同号に定める要件を満たしている必要があります。</p> |
| <p>▼証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第17条（外国証券情報の提供又は公表の方法）</p> | | |

| | | |
|--|---|--|
| 64 | <p>外国証券情報の提供又は公表の方法（証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第 17 条）について、当該情報の HP での提供又は公表にあたっては、引き続き、あらかじめ顧客から同意が必要 という認識であっているか。</p> | <p>外国証券情報の HP での提供又は公表については、あらかじめ外国証券売出しの相手方等から同意を得るか、当該相手方に対して外国証券情報を記載した書面の交付を請求することができる旨を告知することにより行うことができます。</p> |
| <p>▼定義府令第 13 条（取得勧誘における多数の者への有価証券の譲渡に関する制限等）</p> | | |
| 65 | <p>書面交付者による転売制限書面および転売制限情報については、保存期限に特段の定めがないものと理解してよろしいでしょうか。</p> | <p>御理解のとおりと考えられますが、御指摘の定義府令第 13 条による転売制限書面又は転売制限情報は、金商法第 2 条第 3 項第 2 号ハの私募が成立するための要件の一つとしてその交付又は提供が求められるものであることから、適切に管理する必要があると考えられます。</p> |
| <p>▼その他</p> | | |
| 66 | <p>開示府令第 23 条の 3 第 2 項について、利用できる電磁的方法を第 23 条の 2 第 2 項と同等まで拡大することをご検討いただけますでしょうか。（外国債等開示府令及び特定有価証券開示府令も同様）</p> <p>第 23 条の 2 第 2 項では、目論見書の電子交付について、要約すると以下の 4 種の電磁的方法によることが可能とされています（ディスクの交付は割愛します。）。</p> <p>1：電子メールを利用する方法（提供者も被提供者も、契約しているデータセンター（クラウドを含む）を利用可能）（第 23 条の 2 第 2 項第 1 号イ）</p> <p>2：提供者のホームページからダウンロードする方法（第 23 条の 2 第 2 項第 1 号ロ）</p> <p>3：提供者のホームページに備えられた顧客ファイルを利用する方法（第 23 条の 2 第 2 項第 1 号ハ）</p> <p>4：提供者のホームページで閲覧に供する方法（第 23 条の 2 第 2 項第 1 号）</p> <p>これに対し、第 23 条の 3 第 2 項に定める私募・私売出しの転売制限告知書等の電子交付では、以下の電磁的方法のみとされています。</p> <p>1’：電子メールを利用する方法（契約しているデータセンターの利用可否は明示されず）（第</p> | <p>貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p> <p>なお、本改正は、電磁的方法の種類の見直しではなく、電磁的方法を行うための要件の見直しを目的とするものです（外国債等開示府令、特定有価証券開示府令及び定義府令についても同様）。</p> |

23 条の 3 第 2 項第 1 号イ)

2：提供者のホームページからダウンロードする方法（第 23 条の 3 第 2 項第 1 号ロ）

については、上記 1' を 1 に合わせて契約しているデータセンターを利用可能と明示すること、また、上記 3、4 に相当するものを、第 23 条の 3 第 2 項にも追加することにより、第 23 条の 3 第 2 項により許容される電磁的方法の範囲を、第 23 条の 2 第 2 項と同等に拡大することをご検討いただけますでしょうか。

金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告(2022 年 12 月 9 日)の 4 頁から 5 頁に、「顧客属性に応じ、それぞれの顧客により適した媒体で、充実した情報の分かりやすい提供を実現するため、契約締結前や契約締結時などの情報提供については、金融事業者において書面とデジタル手段を顧客本位の観点から自由に選択できるようにすることが考えられる。」とあります。

これによれば、顧客属性に応じて電磁的方法の可否に違いを設けることは想定されますが、書類の種類に応じて電磁的方法に違いを設けるべき理由は必ずしもないように思われます。

目論見書は公募において必要となる書面であり、一般公表される内容であるのに対し、私募・私売出しの転売制限告知書は、適格機関投資家又は少数の投資家（情報の非対称性のない投資家）が被交付者となるため、顧客属性に着目するならば、むしろ後者の方こそ幅広い電磁的方法が認められるべきと考えます。

また、相手方のメールサーバーが、相手方の使用に係る電子計算機（オンプレミスなど）であるか、それとも契約している電子計算機（外部データセンター、クラウドなど）であるかは、交付者にとっては必ずしも容易には把握できないと思われ、とりわけ相手方が常時メールを見ている顧客（法人顧客の担当者等）であればいずれであっても差異は無いようにも思われます。

以上を踏まえ、第 23 条の 3 の対象書面についても、第 23 条の 2 と同等に、電磁的方法の範囲

| | | |
|----|--|---|
| | を拡大いただきたいと考えます。 | |
| 67 | <p>上記項番 66 は転売制限告知書に関するものですが、私募要件としての転売制限自体についても、同様に利用できる電磁的方法を拡大することをご検討いただけますでしょうか。</p> <p>私募要件の転売制限における「当該有価証券に関する情報を記載した書面」の電磁的提供については、現在の府令では、項番 66 に記載した 1' と 2 の方法が規定されているにとどまります。</p> <p>従来から、私募の転売制限における「当該有価証券に関する情報を記載した書面」と契約締結前交付書面（契約締結前の情報の提供）を兼ねることは可能とされてきました（平成 21 年 12 月 28 日パブリックコメントに対する回答 7 頁 24 番）。今般の改正案では、契約締結前の情報の提供については目論見書の電磁的方法による交付と同様の方法（項番 66 に記載した 1～4）が規定されていますので（金商業等府令改正案 79 条 2 項）、私募の転売制限における「当該有価証券に関する情報を記載した書面」もこれに合わせ、電磁的方法を拡大することが合理的と考えられます。</p> <p>また、従来から、私募の転売制限における「当該有価証券に関する情報を記載した書面」と、転売制限告知書とは兼ねることができるとされてきました（平成 21 年 12 月 28 日パブリックコメントに対する回答 7 頁 21 番）。よって、項番 66 と併せて、転売制限要件としての「当該有価証券に関する情報を記載した書面」についても同様に、電磁的方法を拡大することが合理的と考えられます。</p> | |
| | ●銀行法施行規則関係 | |
| | ▼第 14 条の 11 の 24（契約締結前の情報の提供を要しない場合） | |
| 68 | <p>現行法では、外貨預金等に限り、「外貨預金等書面」（現行銀行法施行規則第 14 条の 11 の 25 第 1 項第 1 号で定義。）を契約の締結前一年以内に交付している場合で、かつ顧客から契約締結前交付書面の交付が不要という意思の表明があれば、契約締結前交付書面の交付が不要となっている。この点、改正案においては当該条項（銀行法施行</p> | <p>改正後の銀行法施行規則第 14 条の 11 の 26 の 2 では、外貨預金等にかかる契約締結前の情報提供事項については、顧客から同規則第 14 条の 11 の 26 に規定する契約締結前の情報提供事項（一部を除く）の提供を要しない旨の意思の表明があった場合に限り、改正前の銀行法施行規則第 14 条の 11 の 25 第 1 項第 1 号に規定す</p> |

| | | |
|--------------------------------|--|--|
| | <p>規則第 14 条の 11 の 24 第 1 項に条ズレ) は削除されている (なお、第 14 条の 11 の 26 の 2 が新設され、外貨預金等にかかる契約締結前情報提供事項を、現行の「外貨預金等書面」の記載事項 (顧客から契約締結前の情報提供事項を不要とする意思の表明を得た場合に限る。) と合わせる旨の規定が置かれたと理解している)。</p> <p>このため、現行銀行法施行規則第 14 条の 11 の 25 第 1 項第 1 号によって前書面の交付省略が認められていた、「特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合」、かつ「当該顧客から情報提供を要しない旨の意思の表明があった場合」について、改正案では、「同一の内容」(銀行法施行規則 14 条の 11 の 24 第 1 項第 2 号) に該当する場合を除き、) 契約締結前の情報の提供の省略が認められなくなるのか。</p> | <p>る外貨預金等書面の記載事項と同一の事項が、契約締結前の情報提供事項とされております。</p> <p>そのため、これまで改正前の銀行法施行規則第 14 条の 11 の 25 第 1 項第 1 号で規定されていた、顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限り、外貨預金等書面の交付により契約締結前交付書面の交付を省略することができることとされているものと同様とされております。</p> |
| ●保険業法施行規則関係 | | |
| ▼第 52 条の 13 の 21 (契約締結前の情報の提供) | | |
| 69 | <p>これまで電磁的方法による提供をすることの承諾は、「書面又は電磁的方法」によって得るものとされていたが、今般、書面、生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法と明記した趣旨は何か。</p> | <p>顧客による承諾の意思表示は生命保険会社等のもとに記録が残るような方法で行われることが望ましいと考えられるため、かかる見地から承諾の取得方法を明確化したものでありますが、例えば、改正前の保険業法施行規則第 52 条の 13 の 6 第 1 項第 1 号イ若しくはロ又は第 2 号に規定する方法に相当する方法により承諾を取得することを妨げるものではありません。</p> |
| ▼第 227 条の 2 (情報の提供) | | |
| 70 | <p>特定保険契約の契約締結前の情報の提供を、電磁的方法によって行う場合、事前の承諾取得のほか、事前の告知による方法も認められている (保険業法施行規則改正案第 234 条の 21 第 2 項、同第 52 条の 13 の 21 第 2 項)。</p> <p>一方、定額保険の重要事項説明書を電磁的方法によって提供する場合、事前の承諾取得のみに限定され、告知によることはできないと理解している (同第 227 条の 2 第 5 項、同条第 3 項 1 号)。</p> <p>承諾取得よりも告知の方が簡易な方法と思わ</p> | <p>前段につきまして、事前の告知により特定保険契約の契約締結前の情報の提供を電磁的方法を用いて行うことは、今回の改正により、認められます。</p> <p>中段につきまして、事前の告知により特定保険契約を除く保険契約に関する情報の提供を電磁的方法を用いて行うことは、引き続き原則認められません。</p> <p>後段につきまして、今回の改正は、原則として金融商品取引法を準用している特定保険契</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | れるところ、定額保険よりも慎重な情報提供が求められる特定保険契約において、告知による方法を認めるのであれば、定額保険の重要事項説明書等の電磁的方法による提供についても、告知による方法を認めるべきではないか。 | 約について所要の措置を講ずるものですが、特定保険契約を除く保険契約に関する情報の提供の方法についても、引き続き、商品特性や顧客保護の必要性等を踏まえつつ、検討して参ります。 |
| | ▼第 234 条の 21 の 2（情報の提供） | |
| 71 | 改正案保険業法施行規則第 234 条の 21 の 2 第 3 項において、第 52 条の 21 第 2 項を準用するとされているが、同項は改正案では削除されている。そのため、準用する条文は、第 52 条の 13 の 21 第 2 項の誤りではないか。 | 御意見を踏まえ、保険業法施行規則第 234 条の 21 の 2 第 3 項を修正いたします。 |
| | ●投信法施行規則関係 | |
| | ▼第 24 条の 2、第 25 条の 2（運用に係る情報の提供等） | |
| 72 | <p>運用報告書（全体版）と交付運用報告書の法令上の構成は以下の通りと認識。</p> <p><全体版> 提供の方法：第 24 条の 2 第 1 項（第 1 号 書面交付 or 第 2 号 電磁的方法） 前提条件：第 24 条の 2 第 2 項（約款記載要）</p> <p><交付版> 提供の方法：第 25 条の 2 第 1 項（全体版を準用） 前提条件：第 25 条の 2 第 3 項（第 1 号 承諾を得る、or 第 2 号 告知）</p> <p>これら、法令上の規定によれば、交付版の電磁的方法による情報の提供を行うこととする場合は、全体版のように約款記載を要するものではなく（第 24 条の 2 第 2 項を準用する規定がない為）、第 25 条の 2 第 3 項による告知か承諾を得ることが条件である、との認識でよいか。</p> | 御理解のとおり、投信法第 14 条第 1 項に規定する事項を記載した書面（いわゆる運用報告書（全体版））に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合は、投資信託約款にその旨を記載することを要し、投信法第 14 条第 2 項に規定する情報を記載した書面（いわゆる交付運用報告書）に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合は、投信法施行規則第 25 条の 2 第 3 項により、受益者からの承諾の取得又は受益者への告知を行う必要があります。 |
| 73 | <p>投信法の改正により、同法第 14 条は「運用報告書の交付等」から「運用状況に係る情報の提供等」に変更されています。これは、電子交付を原則とするための変更ではないかと解釈しておりました。</p> <p>今般の改正で、運用報告書（全体版）の交付は第 24 条の 2 第 1 項において、また交付運用報告書の交付は第 25 条の 2 第 2 項の準用において、書面交付と電子交付のいずれかと並列されています。実際に受益者に交付を行う販売会社が、書</p> | 今般の法改正は、電磁的方法による情報提供を原則とするものではなく、情報提供の方法については、各投資信託委託会社が、自らの業務状況や受益者のデジタル・リテラシー等を踏まえ判断すべきものと考えられます。 |

| | | |
|----|--|---|
| | 面交付を継続するか電子交付とするかを自由に選択できるものであり、当局として、特に電子交付を推進する意図ではないとの理解でよろしいでしょうか。 | |
| 74 | 投信法施行規則第 24 条の 2 第 1 項第 1 号において、「運用報告書」の用語について『法第十四条第一項に規定する事項を記載した書面(以下、「運用報告書」という)』と定義されており、「運用報告書」の用語については継続の認識であるが合っているか。 | 御理解のとおりです。 |
| 75 | 投信法施行規則第 25 条の 2 第 3 項では、『第二十四条の二第一項第二号に掲げる方法により行おうとする投資信託委託会社は』と委託会社が主語(運用報告書の交付義務は委託会社)になっている。法令上の責任の主体は委託会社にあることは認識しているが、実務においては、委託会社と販売会社の間で締結する「受益権の募集・販売契約」により販売会社にて提供方法を決めているので、本条が示すところの電子的提供方法(投信法施行規則第 12 条各号に掲げる事項)は委託会社が用意するものの、それを実際に使用して告知・承諾などを行う実施者は”販売会社”という認識でよいか。 | 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、一般に、投資信託委託会社が、投信法施行規則第 25 条の 2 第 3 項による受益者の承諾の取得や受益者への告知に係る業務を第三者に委託することは妨げられないと考えられます。ただし、この場合において、当該第三者が受益者の承諾の取得又は受益者への告知を行わないまま、投信法第 14 条第 2 項に規定する情報を電磁的方法により受益者に対して提供したときは、当該投資信託委託会社が同項に規定する情報提供義務に違反したものとされ得ることに留意が必要です。 |
| 76 | 投信法施行規則第 25 条の 2 第 3 項において、交付運用報告書の電磁的提供を行う要件が追加され、当該要件では、「投資信託委託会社」がその要件を満たすものとされている。通常、投資信託委託会社は運用報告書の交付を販売会社との契約により、当該販売会社に委託を行っている。その場合、要件を満たすことを求められるのは当該販売会社になるとの認識であっているか。 | |
| 77 | 現在既に書面で交付運用報告書を交付している投資家に対しても、告知を行うことで、対面販売・ネット販売の分けなく、改正法施行後、電子交付への切替ができる認識で合っているか？ | 御理解のとおり、いわゆる交付運用報告書の交付を受けていた受益者に対しても、投信法施行規則第 25 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する告知を行うことにより、投資信託受益権の販売方法にかかわらず、改正府令の施行後に行う投信法第 14 条第 2 項に規定する情報を電磁的方法により提供することが認められます。ただし、当該受益者から書面の交付により情報を提供すべき旨の請求があったときは、書面交付によ |

| | | |
|-----------------------|--|---|
| | | る情報提供を行う必要があることに留意が必要です。 |
| 78 | 『第二十四条の二第一項第一号に掲げる方法による当該情報の提供を請求することができる旨』で指す請求は、第25条の2第1項で示す『当該提供すべき情報に係る期日ごと』、つまり必要な場合に都度の請求することを想定しているとの認識で合っているか？（「請求することができる」とは直近迎える計算期のみを指し、一度の請求により永劫的に書面を請求したことにはあたらない認識） | 投信法施行規則第25条の2第3項第2号に規定する請求は、投信法第14条第2項の規定による情報の提供を書面により交付すべき旨の請求を指すものと考えられます。 |
| ●金融サービス提供法施行令関係 | | |
| ▼第33条（情報通信の技術を利用した提供） | | |
| 79 | 弊社は、金融サービス提供法第4条に定める「重要事項」の各種リスク説明については、金商法第37条の3を兼ねる書面として交付しており、オルタナティブ運用商品等の重要事項説明においては目論見書等を使用している。金融商品取引法改正により、契約締結前書面及び運用報告書等は、電子的情報処理組織を使用して情報提供することが可能となるが、金融サービス提供法施行令においては、情報技術通信の技術を利用した提供には相手方の承諾が引き続き必要とされており、契約関連書面等として取扱いが異なることになるが、その理由を明示頂きたい。 | 金融サービス提供法施行令第33条第1項は、「金融サービス仲介業者」が同条第1項各号に規定する事項を電磁的方法により提供する場合の手続きについて規定するものであり、金融サービス提供法第4条に規定する「金融商品販売業者等」の重要事項説明に関する手続きについて規定するものではありません。なお、金融サービス提供法第4条の金融商品販売業者等の重要事項説明は電磁的方法により行うことも可能であり、これに当たり顧客の承諾を必要とする規定はありません。 |
| ●その他 | | |
| 80 | 概要と書かれている別紙について確認したところ、対応する銀行法施行規則案の条項のみを列挙して同趣旨ですとしか書いていないので不親切です。 そのうえで銀行法施行規則の別紙を開いたら新旧しかないので、結局何がどう変わったのか全くわかりません。パブコメにかけるのであればどのように改正する予定であるのか概要を記載して下さい。 あまりにもひどすぎます。改正箇所を理解させる気がないのではないのでしょうか。 | 貴重な御意見として参考にさせていただきます。 なお、本改正は、パブリックコメント手続開始に係る公表内容（「1. 改正の概要」）にもあるとおり、令和5年11月20日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）の一部（同法附則第1条第4号に掲げる規定）の施行に伴い、契約締結前等の顧客への情報の提供等に関する規定の整備など、関係政令・内閣府令等の規定の整備を行うものです。 |
| 81 | 今回の意見募集については、同時期に同様の法令等に関する意見募集が複数あり、未だその複数 | 貴重な御意見として参考にさせていただきます。 |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>の法令等の施行や適用がなされておらず、また、意見募集の結果の公表も行われていない中で、別の新たな意見を求められる国民にとっては、改正内容が複雑で理解が追いつくものではなく、一般的な常識から逸脱しているため、今後、新旧対照表を作成する際、「現行」欄には、いつ時点のものか、それが改正されたものか、改正されていないのか明記する等、対応を改めていただきたい。</p> <p>例) 新旧対照表の金商業者指針における「現行」にあるⅢ-2-3は「勧誘 説明態勢」となっているが、金融庁ウェブサイトに掲示されている「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 令和6年11月」のⅢ-2-3は「顧客の最善の利益の確保」となっている。</p> | |
| 82 | <p>個人投資家の立場からご意見を申し上げます。</p> <p>今回の法令改正は、これまで膨大な量の書面（印刷物）で提供されていた目論見書等の顧客交付書面に記載されている情報を、電子データ等で提供することを原則とするように変更するものと理解しており、その方向性には大いに賛成である。</p> <p>一方で、今回の改正に関して、金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」では、引き続き書面での交付を求める顧客への対応が議論され、その中間報告（令和4年12月9日公表）において、「当面、書面交付に関して、当該顧客に追加的な手数料は求めず、これまでどおりの金融事業者の負担とすることが求められる」とされたと記憶している。</p> <p>（質問）</p> <p>「当面、書面交付に関して、当該顧客に追加的な手数料は求めず、これまでどおりの金融事業者の負担とする」対応は、今回義務化されてしまうと理解して良いか。</p> <p>（意見）</p> <p>もし「当面、書面交付に関して、当該顧客に追加的な手数料は求めず、これまでどおりの金融事業者の負担とする」ことなのであれば、その点には反対である。</p> <p>－意見理由－</p> | <p>前段の御質問につき、電磁的方法により情報の提供を受けている顧客が書面交付による情報提供を請求した場合において、当該書面交付に関して生じる費用の負担については、金商業等府令上特段の定めを設けておらず、基本的には、本件情報提供が法令上の義務とされていることや、顧客利益等の観点から金融商品取引業者等において御検討いただくべきものと考えられます。</p> <p>また、後段の御意見については、貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p> <p>なお、御指摘のとおり、「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース 中間報告」においても、法定の書面の交付に係る費用を顧客に求めることは顧客による情報収集のハードルとなりかねないとの意見もある一方、書面交付希望者にコスト負担を求めることも考えられるといった意見もある旨が記載されており、書面交付に係る手数料負担のあり方については、改正法施行後の情報提供の状況も踏まえ検討すべきものと考えています。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>一部の顧客のために発生する印刷費や封入にかかる人件費、さらには書面送付にかかる郵便代等のコストを証券会社・金融機関が負担することとされると、その負担の原資は電磁的に情報提供を受ける顧客（大多数の我々一般投資家）を含むすべての投資家が収めた手数料から賄われることになり、実質的に電磁的に情報提供を受ける顧客が損をするため。</p> <p>書面交付にかかる様々なコストについては、しっかりと書面交付を求める顧客に負担させるべきであると考えます。</p> | |
|--|---|--|